

資料 2

第1回新型インフルエンザ等
対策審議会資料

大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画

(たたき台)

平成25年7月9日

大 阪 府

目 次

I	はじめに.....	1
1.	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	1
2.	本府における行動計画策定の経緯.....	1
3.	対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症.....	2
II	新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	2
1.	対策の目的及び基本的な戦略	2
2.	対策の基本的考え方	3
3.	対策の留意点.....	5
4.	被害想定	6
5.	社会・経済への影響	7
6.	発生段階	8
7.	対策推進のための役割分担	9
8.	医療提供等における保健所設置市との役割分担の考え方	12
9.	府行動計画の主要 6 項目及び横断的留意点.....	16
III	各発生段階における対策.....	25
1.	未発生期	25
(1)	実施体制	25
(2)	サーベイランス・情報収集	26
(3)	情報提供・共有	27
(4)	予防・まん延防止	28
(5)	医 療	29
(6)	府民生活及び府民経済の安定の確保	31
2.	府内未発生期.....	33
(1)	実施体制	33
(2)	サーベイランス・情報収集	34
(3)	情報提供・共有	35
(4)	予防・まん延防止	36
(5)	医 療	37
(6)	府民生活及び府民経済の安定の確保	39
3.	府内発生早期.....	40
(1)	実施体制	40
(2)	サーベイランス・情報収集	41
(3)	情報提供・共有	42
(4)	予防・まん延防止	43

(5) 医 療	45
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	46
4. 府内感染期	49
(1) 実施体制	49
(2) サーベイランス・情報収集	50
(3) 情報提供・共有	50
(4) 予防・まん延防止	51
(5) 医 療	53
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	55
5. 小康期	58
(1) 実施体制	58
(2) サーベイランス・情報収集	58
(3) 情報提供・共有	58
(4) 予防・まん延防止	59
(5) 医 療	59
(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保	60
(別添)	
特定接種の対象となる業種・職務について	61
用語解説	70

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 本府における行動計画策定の経緯

本府においては、特措法制定前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、行動計画を策定している。

しかし、平成 21 年当時の行動計画が、鳥インフルエンザ由来の病原性が高い場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm 2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、平成 21 年 11 月に府行動計画を改定した。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）対策の検証を行い、地域の感染状況やウイルスの病原性等に応じ、各自治体の判断で柔軟に対応できるよう、国に対して提案を行った。

国においても、専門家会議等で議論を重ね、地域の実情に即した適切な対策が実施できるよう行動計画の改定（平成 23 年 9 月）が行われた。これを受けて、府においても病原性の程度や地域の発生状況に応じた対策が講じられるよう、平成 24 年 6 月に行動計画の更なる改定を行った。

今般、特措法や平成 25 年 6 月 7 日に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第 7 条の規定により、「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）

を策定した。

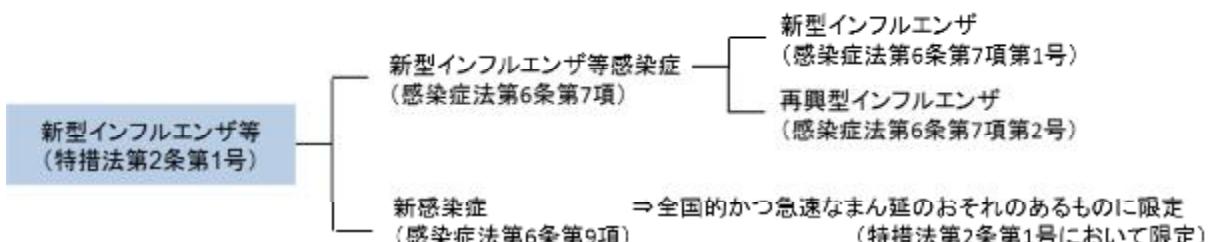
今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備することにより、本府における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

3. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

（1）感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

（2）感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、府民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を府政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、市町村、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

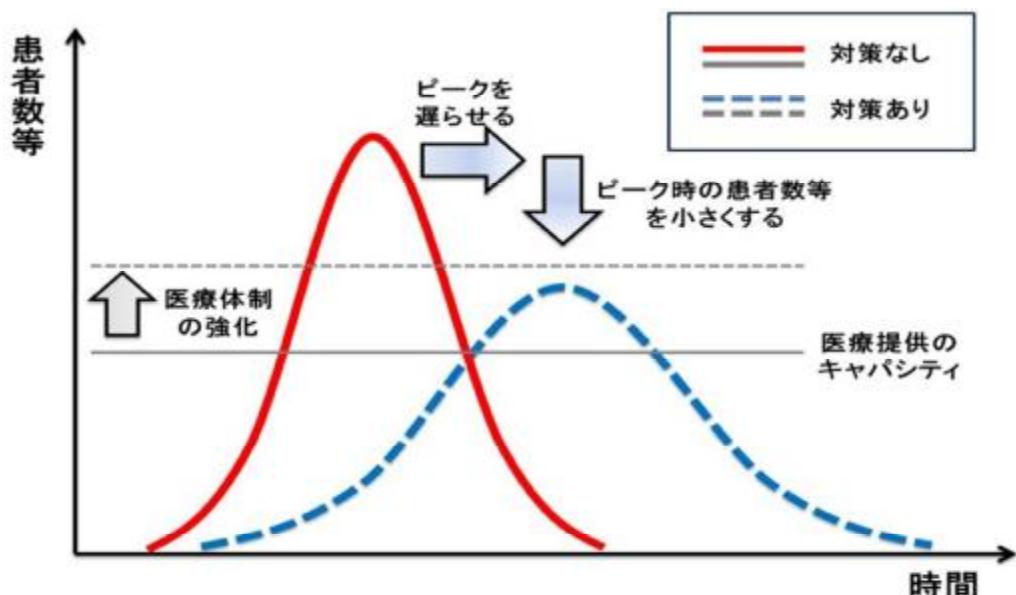
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する

- 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。

- 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 府民生活及び府民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

- 府内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務はじめ府民生活及び府民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。



2. 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせて

バランスのとれた戦略を目指すこととしており、府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（実際の対策については、「Ⅲ 各発生段階における対策」の項において、発生段階ごとに記載する。）。

(1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、府民に対する啓発や自治体・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。

(2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。海外で発生している段階で、府内において万全の体制を構築するためには、我が国が島国という特性を生かし、国が行う検疫体制の強化等への協力により、病原体の府内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

(3) 府内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

また、新感染症の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることのないよう、府民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

(4) 国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

(5) 府内で感染が拡大した段階では、国、府、市町村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や府民生活・府民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが予想される。

従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、府が政府対策本部等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、国は事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や府民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が重要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 対策の留意点

府、市町村、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、府行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本人権の尊重

府、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための

土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、府民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、府民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（3）関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市町村対策本部長から府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

（4）記録の作成・保存

府、市町村は、府対策本部、市町村対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

本府における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画の中で示された推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

	全 国	大阪府
人口(平成 22 年)	約1億2,806万人	約886万人
罹患者数(25%)	約3,200万人	約220万人
(アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計)		
受診患者数	約 2,500 万人 (上限値)	約 173 万人 (上限値)
入院患者数	約 53 万人 (上限値)	約 3 万 7 千人 (上限値)
死亡者数	約 17 万人 (上限値)	約 1 万 2 千人 (上限値)
1 日当たり最大入院患者数	約 10 万 1 千人 (流行発生から 5 週目)	約 7 千人 (流行発生から 5 週目)

【留意点】

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果や現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

5. 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 府民の 25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって

5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校(学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ)・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

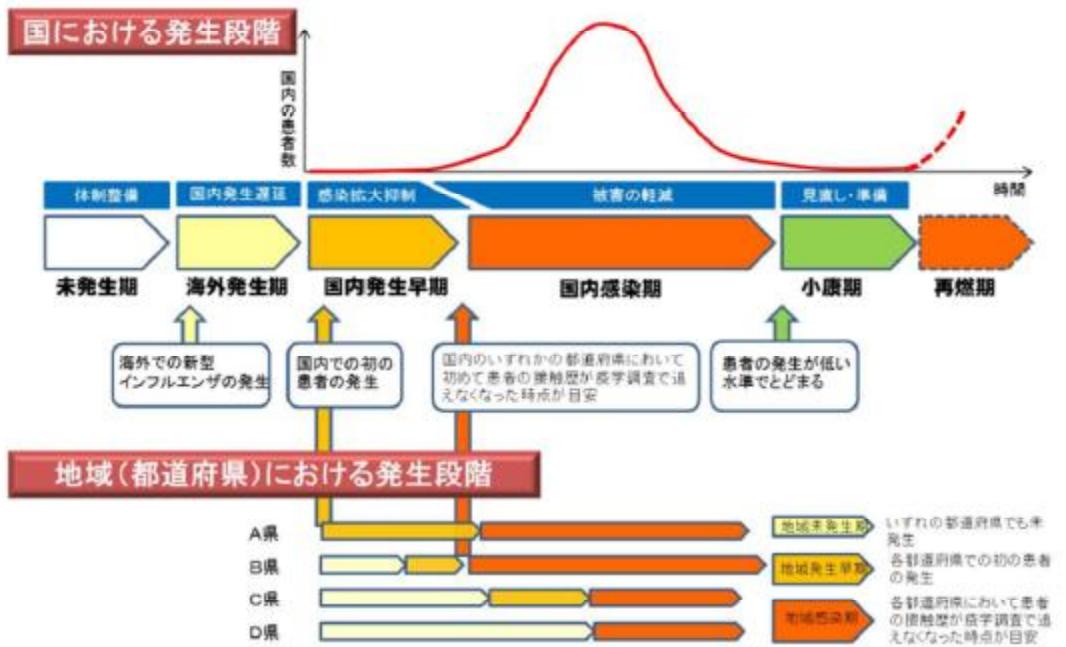
6. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、府が判断する。

府、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、対策の内容が変化する。

発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



7. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。

(2) 近隣府県及び関西広域連合

- 近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ、相互に連携して、外出制限や施設の使用制限等における基準づくりや啓発、広報等府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。

(3) 府の役割

- ・ 府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し、的確な判断が求められる。
- ・ 府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に關し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ・ 府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ・ 府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ・ 府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(4) 保健所の役割

- ・ 保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市町村や所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、地域医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市町村、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。

また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。

- ・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

(5) 市町村の役割

- ・ 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に關し、基本的対処方針等を踏まえ、市町村行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

- ・ 市町村は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に關し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 市町村は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、市町村対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- ・ 市町村は、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ・ 保健所設置市については、感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に關し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、府と保健所設置市は、医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

(6) 医療機関の役割

- ・ 医療機関は発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努める。
- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。
- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。
- ・ 公立の医療機関は、地域医療の中核的役割を果たすことが求められることから、帰国者・接触者外来を開設するとともに、入院患者を積極的に受け入れる等適切に医療提供を行う。

(7) 指定地方公共機関の役割

- ・ 指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ・ 指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(8) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者(以下「登録事業者」という。)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の府民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

(9) 一般の事業者

- ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。
- ・ 府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(10) 府民

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時によるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8. 医療提供等における保健所設置市との役割分担の考え方

府と保健所設置市はこれまで感染症法の大都市特例の規定に基づき、それぞれが役割分担をしてサーベイランスやまん延防止等に取組んできた。

また、医療体制についても、保健所設置市自らが主体となって整備を進めてきたところもあることから、特措法制定を契機に府と保健所設置市との役割分担を以下のとおり整理する。

(1) 情報収集・提供

①サーベイランス

府内の感染状況の把握及び公表については、府民に、わかりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター（以下「情報センター」という。）において府域一元的に対応する。

- ・ 府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を、毎日、情報センタ

ーに報告する。但し、定点、入院サーベイランスは週報とする。

- ・ 患者全数は 1 日 2 回、学校サーベイランスの情報は、1 日 1 回情報センターに報告し、情報センターにおいて集約・分析、公表する。
- ・ 発生状況の公表はHPにおいて、府内全域分については情報センターが行い、保健所設置市は市域内分について行う。
- ・ なお、患者発生状況については、速報性の観点から1日2回程度公表する。

②報道提供

- ・ 府は府内全域分、各保健所設置市は市域分の状況について報道提供する。
- ・ 報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ・ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日 2 回程度、定時に提供する。
- ・ 記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。
- ・ 記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。

(2) まん延防止

- ・ 感染症法に基づき実施する9項目（P. 15参照）については、大都市特例により、府及び保健所設置市が実施する。
- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づく、府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である住民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ保健所設置市の意見を聴取し、府が実施する。

(3) 医療体制の整備

- ・ 感染症法第 38 条第 2 項に基づく、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の指定及びこれに付隨する事務は、府が実施する。
- ・ 特措法第 2 条第 7 項に基づく指定地方公共機関(医療機関)の指定及びこれに付隨する事務は、事前に保健所設置市と情報交換等を行い、府が実施する。
- ・ 特措法第 31 条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付隨する事務は、府が実施する。
- ・ 特措法第 48 条に基づく臨時の医療施設を開設するときは、府が、保健所設置市と協議し、その協力の下に実施する。
- ・ 帰国者・接触者外来、入院医療機関の整備は、府及び保健所設置市が、それぞれ保健所の所管区域内について、府が登録する協力医療機関をベースに実施する。

(4) 保健所設置市との連携

- 特措法に基づき、保健所設置市が策定する行動計画には、府と保健所設置市との役割分担として、上記（1）～（3）の内容について記載する。
- 保健所設置市は、府が特措法第22条第1項に基づく対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。

(5) 特措法における保健所が担う主な役割

- 特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、府保健所と同様とし、概ね以下のとおりとする。
- 保健所の所管区域を超えて調整が必要な場合（保健所間での水平連携が可能な場合はできる限り当事者間で調整）や、他部局所管事業との連携が必要な場合には、本庁（保健所設置市を含む）の担当各課が必要な情報の提供や調整等を行う。

(1) 保健所の所管区域内における体制整備

対策会議の設置	<ul style="list-style-type: none">保健所は、対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する。
---------	---

(2) 事前の整備

帰国者・接触者外来の設置に関すること	<ul style="list-style-type: none">帰国者・接触者外来（概ね、人口10万人に1か所）を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。
府内感染期における医療の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none">保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数等を含む）を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関（以下「一般の医療機関」という。）に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。院内感染防止に関する情報を提供する。
病診連携、病病連携の構築の推進に関すること	<p>府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】</p> <ul style="list-style-type: none">地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク患者(妊産婦、透析患者等)への対応 ・公的医療機関等による入院の優先的受入
在宅療養の支援体制の構築に関すること	<p>【参考：支援内容の想定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援
臨時の医療施設の設置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制（施設・人員等）について検討し、市町村や医療機関等と調整を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 ・保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
(3) 発生期における役割	
サーベイランスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザについて行っている患者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。
帰国者・接触者外来に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 ・開設に必要な物品等を配布する。
府内発生早期以降における感染症法に係る対応	<p>以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①健康監視(積極的疫学調査・検体搬送等含む)（第15条、第44条の3） ②検疫所長との連携・健康監視（第15条の2、3） ③健康診断（第17条） ④就業制限（第18条） ⑤入院勧告（第19条、第20条） ⑥移送（第21条） ⑦消毒（第27条） ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置（第29条） ⑨死体の移動制限等（第30条）

府内感染期における医療体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携・病病連携等への支援 在宅療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整
抗インフルエンザ薬の予防投与	<ul style="list-style-type: none"> 府内未発生期においては、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種において、保健所を接種場所として活用するなど市町村に対し協力する。

9. 府行動計画の主要 6 項目及び横断的留意点

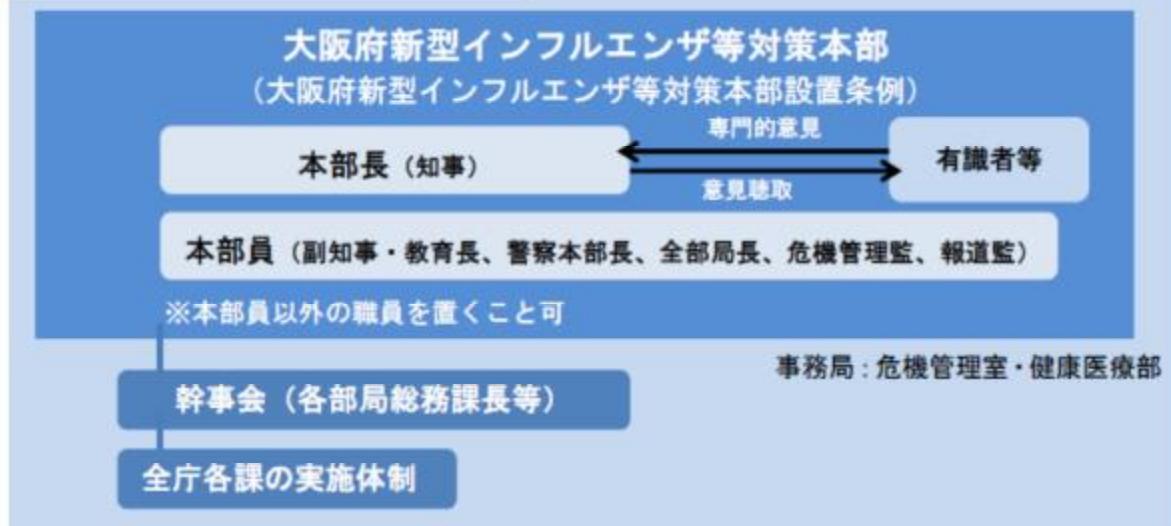
府行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する」及び「府民生活及び府民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 府民生活・府民経済の安定

(1) 実施体制

- ・ 府は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「幹事会」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各部局等と連携を図りながら、府内一体となった取組みを推進する。
- ・ 府内各部局においては、国や市町村、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
- ・ 府は、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、府内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに知事及び副知事、全ての部局長等からなる府対策本部（本部長：知事）を設置する。
- ・ 本部長は、府内未発生期以降、対策本部会議を主宰し、必要に応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

政府対策本部が立ち上ったとき



（2）サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスについては現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。

- ・ 海外で発生した時期(府内未発生期)から国内の患者数が限られている期間(府内発生早期)は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点(府内感染期)では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死者に限定した情報収集中に切り替える。
- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。
- ・ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

① 基本的考え方

ア 情報提供・共有の目的

- ・ 府民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ 情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

- ・ 外国人、障がい者、高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

② 発生前における府民等への情報提供

- ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、府民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。
- ・ 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

③ 発生時における府民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供について

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- ・ 府民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・ 府から直接、府民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

イ 府民の情報収集の利便性向上

- ・ 府民が容易に情報収集できるよう、全庁の情報、市町村の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

④情報提供体制について

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、危機管理室及び健康医療部の広報担当者を中心とした広報チームを設置し、適時適切に情報を共有する。

なお、対策の実施主体となる府内各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、府対策本部等が調整する。

イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において住民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

①目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に止めることにより、府域の医療体制の破綻を回避し、府民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

②主な感染拡大防止策

- ・ 個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

また、府内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。

- ・ 地域対策及び職場対策については、府内発生の初期の段階から、個人レベルの

対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

- ・ 緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとともに、施設の使用制限の要請等を行う。
- ・ 行動制限等の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止する。

③予防接種

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対 象

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行なう事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これら業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「別添」（P. 61）のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

c 接種体制

- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則と

して集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる府職員については府を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村職員については、当該市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

イ 住民に対する予防接種

- ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ・ 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ・ 住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

住民接種の接種順位については、原則として、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患有する者
 - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生

活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

【医療関係者に対する要請】

国及び府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

(5) 医療

① 基本的考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 地域医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

② 発生前における医療体制の整備

- ・ 府は保健所設置市との適切な役割分担のもと、保健所圏域等の圏域を単位とし、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ また、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関及び休日診療所といった公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

③ 発生時における医療体制の維持・確保

- ・ 府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に入院させる。このため、保健所は、感染症病床等の利用について事前に発生時の入院体制について検討しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、府内発生早期までは帰国者・接触者外来を設置し診療を行う。
- ・ 同時に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染防止策を講じる。
- ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・ 府内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替える。
- ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在

宅療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるように、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

- ・ 医療分野における対策の推進に当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、府医師会・都市区医師会・病院・学会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

④ 医療関係者に対する要請・指示、補償

- ・ 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため、知事は、必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療の提供について要請等を行うことができる。
- ・ 府は、国と連携して、要請等に応じて医療を提供する医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償し、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する。

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

- ・ 府は、国の行動計画に基づき、府民の 45%に相当する量を目標として、計画的にタミフル、リレンザの備蓄を進める。タミフルとリレンザの備蓄割合は、概ね 1 対 1 とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的かつ安定的に備蓄を行う。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。
- ・ インフルエンザウイルス株によっては、タミフル等に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等は、多くの府民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、府民生活及び府民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ このため、新型インフルエンザ等の発生時に、府民生活及び府民経済への影響を最小限にするため、府、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

III 各発生段階における対策

1. 未発生期

●状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。

●対策の目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・府内発生の早期確認に努める

●対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、国、市町村、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

①行動計画等の策定

府、市町村、指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す。
 《危機管理室・健康医療部》

②体制の整備及び連携強化

- ・ 庁内の取組体制を整備・強化するために、幹事会の枠組を通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画(各部版含む)を作成する。
- ・ 府、市町村、指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

《危機管理室・健康医療部・その他全部局》

- ・ 府は、市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等の養成等を支援する。
 《危機管理室・健康医療部》
- ・ 府は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進める。
 《危機管理室》

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

府は、厚生労働省、国立感染症研究所、WHO、CDC（米国疾病管理予防センター）など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

《健康医療部》

②インフルエンザに関する通常のサーベイランス

府及び保健所設置市は、府内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと通常のインフルエンザに対するサーベイランスを実施する。

- 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

インフルエンザについて、府内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、府内の流行状況について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。

- ウイルスサーベイランス

府内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。

- 入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死者数の発生動向を調査し、府内における重症化の状況を把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。

《健康医療部》

- 学校サーベイランス

府内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。実施期間は国の通知に基づく。

《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会》

- 国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。

《健康医療部》

- 新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。

《環境農林水産部》

③調査研究

- ・ 府は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国、保健所設置市との連携等の体制整備を図る。

《健康医療部》

(3) 情報提供・共有

①継続的な情報提供

ア 府は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。

イ 府は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

《健康医療部》

②体制整備等

府は、広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた府民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

- ・ 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
- ・ 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNS を含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用

イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。

- ・ 危機管理室、健康医療部を中心とした広報チームの設置の検討
- ・ 広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等

《危機管理室・政策企画部・府民文化部・健康医療部》

ウ 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

エ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。

更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあ

り方を検討する。

オ 新型インフルエンザ等の発生時に、府民からの相談に応じるため、府のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。　　《危機管理室・健康医療部》

(4) 予防・まん延防止

① 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

府、市町村、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。

《危機管理室・府民文化部・福祉部・健康医療部・関係部局》

イ 府は、国と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、府民の理解促進を図る。

《健康医療部・その他全部局》

② 地域対策及び職場対策の周知

ア 府、市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。

イ 府は、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。　　《健康医療部・関係部局》

③水際対策

府及び保健所設置市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。　　《健康医療部》

④予防接種

ア ワクチンの供給

府は、発生時に、府域においてワクチンを円滑に流通させる体制を指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携して整備する。　　《健康医療部》

イ 特定接種

- 府、市町村は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。《関係部局》
- 府、市町村は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。　　《総務部・健康医療部》

ウ 住民に対する予防接種

- 市町村は、国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。
- 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府は、技術的な支援を行う。
- 市町村は、速やかに接種ができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康医療部》

(5) 医 療

①地域医療体制の整備

- 府及び保健所設置市は、原則として、保健所の所管区域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を整備する。
- 府は、発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、「大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関整備要綱」等に基づき、医療体制を整備する。
- 府及び保健所設置市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患

者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。

「**健康医療部**」

②府内感染期に備えた医療の確保

府及び保健所設置市は以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ・ 府及び保健所設置市は、国と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。
- ・ 府及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・ 府は、保健所設置市の協力を得ながら、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・ 府は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ・ 府は、保健所を通じ、市町村の協力を得て、臨時の医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化を検討する。
- ・ 府及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、保健所を通じ、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。
- ・ 府及び保健所設置市は、保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

「**健康医療部**」

③研修等

府及び保健所設置市は、国と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

「**健康医療部**」

④医療資器材の整備

- ・ 府及び保健所設置市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ・ 府は、個人防護具を帰国者・接触者外来を立上げる際に事前配布することとし、計画的に備蓄する。

- ・ 府は、重症化した患者に必要な医療が提供できるよう、入院協力医療機関が人工呼吸器や簡易陰圧装置等を整備する際に支援する。
- ・ 府及び保健所設置市は、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。

《健康医療部》

⑤検査体制の整備

府及び政令指定都市は、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。

《健康医療部》

⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・ 府は、国の行動計画に基づき、計画的にタミフル、リレンザの備蓄を進める。備蓄割合は概ね 1 対 1 とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的な備蓄を行う。
- ・ 府は、府内で流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携する。

《健康医療部》

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

①業務計画等の策定

府は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

《危機管理室・健康医療部》

②物資供給の要請等

府は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

《危機管理室・健康医療部》

③要援護者への生活支援

市町村は、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。

《危機管理室・福祉部・健康医療部》

④火葬能力等の把握

府は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

«健康医療部»

⑤物資及び資材の備蓄等

府、市町村、及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備等を整備する。

«危機管理室・健康医療部»

2. 府内未発生期

●状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。
- ・府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。

●対策の目的

- ・新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・府内発生に備えて体制の整備を行う。

●対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・府内で発生した場合には早期に発見できるよう府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、府民に準備を促す。
- ・医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ・府は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理室と健康医療部が緊急協議を行い、幹事会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、府の初動対処方針について協議する。
- ・政府対策本部が設置されたときは、直ちに府対策本部を設置する。
- ・府は、政府行動計画に基づき決定された、海外発生期の基本的対処方針に基づき、府の対応を協議するため、府対策本部会議を開催する。
- ・府は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる 新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合に

は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

- ・ 保健所は、管内の対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。
- ・ 保健所設置市は、府が対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げる。
　　《危機管理室・健康医療部》

（2）サーベイランス・情報収集

①情報収集

府は、未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。
　　《健康医療部》

②サーベイランス体制の強化

府及び保健所設置市は、府内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。

また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。

・ 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。

・ 強化ウイルスサーベイランス

新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を行うことで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。

・ 入院サーベイランス

インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。
　　《健康医療部》

・ 強化学校サーベイランス

通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し（国内感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

また、報告のあった集団発生については可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行う。

〈府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会〉

- ・全数把握の開始

新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。 〈健康医療部〉

- ・新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。

〈環境農林水産部〉

(3) 情報提供・共有

①情報提供

ア 府は、府民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・提供内容：海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要となる対策等
(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)
- ・広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。
- ・直接提供：府ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。

イ 府は、広報チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

ウ 対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、府対策本部等が調整する。

〈危機管理室・政策企画部・府民文化部・健康医療部・その他全部局〉

②コールセンターの設置

- ・府は、国の作成したQ&A等を参考に府版のQ&Aを作成し、府のコールセンター（一般府民向け）を庁内に設置する。
- ・府は、市町村に対し、国等が配布したQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。
- ・府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関

等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

«危機管理室・健康医療部»

③情報共有

- 府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を府内各部と共有する。

«危機管理室・健康医療部»

(4) 予防・まん延防止

①府内での感染拡大防止策の準備

ア 府及び保健所設置市は、国と相互に連携し、保健所を通じ、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。

- 患者への対応（治療・入院措置等）
- 患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 府及び保健所設置市は、国と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

«健康医療部»

②感染症危険情報の発出等

- 府は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

«府民文化部・健康医療部・関係部局»

③水際対策

ア 検疫所との連携強化

- 府及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検査が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供や保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力をを行う。
- 府は、関西空港健康危機管理連絡会議や大阪港阪南港健康危機管理連絡会議を通じて関西空港検疫所、大阪検疫所や関係機関と情報共有し、連携する。

«健康医療部»

イ 密入国者対策

- 府警察は、必要に応じ、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、

すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を図る各機関への支援を行う。

- 府警察は、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を行う。

《府警本部》

④予防接種

ア ワクチンの供給

- 府は、府域において、ワクチンを円滑に流通できる体制を指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携して整備する。《健康医療部》

イ ワクチンの接種

- 特定接種

府及び市町村は、基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。《総務部・健康医療部》

- 住民に対する予防接種

市町村は、事前に市町村行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。《健康医療部》

(5) 医 療

①新型インフルエンザ等の症例定義

府は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

《健康医療部》

②帰国者・接触者相談センターの設置

- 府及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

《健康医療部》

③医療体制の整備

府及び保健所設置市は、保健所を通じ、以下の医療体制を整備する。

- 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。
- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診

する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。

また、府内感染期における全医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を府立公衆衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。
- ・ 府及び保健所設置市は、感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。
- ・ 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。
- ・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

《健康医療部》

④医療機関等への情報提供

府は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

《健康医療部》

⑤検査体制の整備

- ・ 府は、国の技術的支援により、府立公衆衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対応したPCR等の検査の実施が可能な体制を速やかに整備する。
- ・ 府は、府内の医療機関から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を迅速に検査できるよう保健所を中心とした府域の検査体制を構築する。

《健康医療部》

⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・ 府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所において、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

《健康医療部》

⑦患者の搬送・移送体制の確立

- ・ 府及び保健所設置市は、保健所を通じ、府内での患者発生に備えて、消防機関

と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。

- 府は、救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、保健所を通じ、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。
《危機管理室・健康医療部》

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

①事業者の対応

ア 府は、府内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

《健康医療部・関係部局》

イ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、府と連携し、事業継続に向けた準備を行う。
《危機管理室・健康医療部》

②遺体の火葬・安置等

市町村は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
《健康医療部》

3. 府内発生早期

●状態

- ・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

●対策の目的

- ・府内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- ・政府対策本部が、本府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、府民に対し、積極的な情報提供を行う。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府民生活及び府民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

①発生段階の変更

ア 府は、府対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、有識者の意見を踏まえるとともに国と協議して、決定し公表する。

イ 保健所は、対策会議を開催し、対策の強化を図る。

《危機管理室・健康医療部》

②緊急事態宣言の発出

- ・緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の

限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれ
が生じる事態であることを示すものである。

- ・ 緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。
- ・ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ・ 府が発生区域に指定された場合は、特定都道府県知事の権限を適切に行使する。

《危機管理室・健康医療部》

③政府現地対策本部

府内に政府現地対策本部が設置された場合は適切に連携できるよう体制を整える。

《危機管理室・健康医療部》

④市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

府は、引き続き国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

《健康医療部》

②サーベイランス体制の強化

ア 府及び保健所設置市は、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、

以下のサーベイランスを実施する。

- ・患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）
- ・強化ウイルスサーベイランス
- ・入院サーベイランス
- ・強化学校サーベイランス（国内感染期には短大、大学への報告施設の拡大は中止）
- ・新型インフルエンザ患者の全数把握

イ 府及び保健所設置市は、国が、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。

ウ 府及び保健所設置市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。

《健康医療部》

③調査研究

府は、国と連携し、発生した府内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

《健康医療部》

(3) 情報提供・共有

①情報提供

ア 府は、府民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

イ 府は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

《危機管理室・健康医療部・その他全部局》

ウ 府は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会・関係部局》

エ 府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

オ 府は、府民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

《危機管理室・健康医療部》

カ 府は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。

《危機管理室・政策企画部・健康医療部》

キ 府は、感染の拡大を防ぐため、保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人(未成年の場合は保護者)の同意を得るよう努めるものとする。

《健康医療部》

②情報共有

府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方の情報共有を強化し、府内各部局においても共有する。

《危機管理室・健康医療部》

③コールセンター等の体制の充実・強化

- 府は、国配布のQ&Aの改定版を活用するとともに、府のコールセンター等の体制を充実・強化する。
- 市町村は、国等配布のQ&A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。

《危機管理室・健康医療部》

(4) 予防・まん延防止

①国内での感染拡大防止策

ア 府及び保健所設置市は、府内発生早期となった場合には、国と連携し、保健所を通じ、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。

《健康医療部》

イ 府及び市町村は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- 住民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

《福祉部・健康医療部・関係部局》

- 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

《健康医療部・関係部局》

- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

《危機管理室》

- 病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

《福祉部・健康医療部・関係部局》

②住民への予防接種

住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮詢

委員会に諮った上で決定される。

更に、住民への接種順位については、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定される。

- ・ 市町村は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ・ 府、市町村は、住民対し、接種に関する情報を提供する。
- ・ 市町村は、接種の実施にあたり、国及び府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

«健康医療部»

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①外出制限等

- ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とする。

«危機管理室・健康医療部・その他全部局»

②施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

«危機管理室・府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会»

③施設の使用制限等（②以外の施設）

- ・ 府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。

《危機管理室・健康医療部・関係部局》

④住民接種

市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

《健康医療部》

（5）医 療

①府内未発生期に引き続いての医療体制の整備

府及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

《健康医療部》

②患者への対応等

府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは、協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。
この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・ 必要と判断した場合には、府立公衆衛生研究所等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

- ・ 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウィルス薬の予

防投与や有症時の対応を指導する。

なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。
《健康医療部》

③医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
《健康医療部》

④全医療機関での診察への移行

府及び保健所設置市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関(あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関除く。)でも診療する体制に移行する。
《健康医療部》

⑤抗インフルエンザウイルス薬

府は、抗インフルエンザ薬の適切な使用に努めるとともに、医療機関に対してもその旨要請する。
《健康医療部》

⑥医療機関・薬局における警戒活動

府警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
《府警本部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

・医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。
《健康医療部》

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

①事業者の対応

府は、府内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。
《健康医療部・関係部局》

②府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①事業者の対応等

- ・ 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

《危機管理室・健康医療部》

②ガス並びに水の安定供給

- ・ ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村、水道企業団は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

《危機管理室・健康医療部》

③運送の確保

- ・ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

《危機管理室》

④サービス水準に係る府民への呼びかけ

- ・ 府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

《府民文化部・関係部局》

⑤緊急物資の運送等

- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

«危機管理室・健康医療部»

⑥生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 府、市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。
- ・ 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

«府民文化部・商工労働部・環境農林水産部»

⑦犯罪の予防・取締り

- ・ 府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

«府警本部»

4. 府内感染期

●状態

- ・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

●対策の目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・府民生活・府民経済への影響を最小限に抑える。

●対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、府において、必要な対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の拡大が予測されるが、府民生活・府民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

(1) 実施体制

①発生段階の変更

府は、府対策本部会議を開催し、有識者の意見を踏まえるとともに、国と協議し、発生段階の変更及び今後の対策等について決定し、公表する。

《危機管理室・健康医療部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

②他の地方公共団体による代行、応援等

府及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

«危機管理室・総務部・健康医療部»

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

«健康医療部»

②サーベイランス

ア 全数把握

- ・ 国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、府の判断により中止もしくは継続を決定する。
- ・ 中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断する。

イ その他のサーベイランス

- ・ 患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。
- ・ 府及び保健所設置市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。

«健康医療部»

(3) 情報提供・共有

①情報提供

ア 府は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに府民に情報提供する。

イ 府は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
　　《危機管理室・健康医療部・その他全部局》

ウ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

　　《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会・関係部局》

エ 府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

オ 府は、府民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。
　　《危機管理室・健康医療部》

カ 府は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。

　　《危機管理室・政策企画部・健康医療部》

②情報共有

府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方の情報共有を強化し、庁内各課においても共有する。

　　《危機管理室・健康医療部》

③コールセンター等の継続

府、市町村はコールセンター等の運営を継続する。

　　《危機管理室・健康医療部》

(4) 予防・まん延防止

①府内での感染拡大防止策

ア 府、市町村は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 府民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳工チケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。

　　《危機管理室・福祉部・健康医療部・関係部局》

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
 《危機管理室》

イ 府、市町村は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
 《福祉部・健康医療部・関係各部》

ウ 府及び保健所設置市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。

エ 府及び保健所設置市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。
 《健康医療部》

②予防接種

市町村は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

《健康医療部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられることによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

①外出制限

- ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
《危機管理室・健康医療部・その他全部局》

②施設の使用制限

- ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 府は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
《危機管理室・府民文化部・健康医療部・教育委員会》

③施設の使用制限（②以外の施設）

- ・ 府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・ 府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。
《危機管理室・健康医療部・関係部局》

④予防接種

- ・ 市町村は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。
《健康医療部》

(5) 医 療

①患者への対応等

府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者

の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。

- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。

《健康医療部》

②医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

《健康医療部》

③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、府内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対し、国備蓄分の配分を要請する。

《健康医療部》

④在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

《危機管理室・健康医療部》

⑤医療機関・薬局における警戒活動

府警察は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

《府警本部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

② 府は、国や市町村と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

《健康医療部》

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

①事業者の対応

府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

《健康医療部・関係部局》

②府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①業務の継続等

- ・ 指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ 府、市町村は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

《危機管理室・健康医療部・関係部局》

②ガス並びに水の安定供給

府内発生早期の記載を参照（P. 47）。

《危機管理室・健康医療部》

③運送の確保

府内発生早期の記載を参照（P. 47）。

《危機管理室》

④サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

《府民文化部・関係部局》

⑤緊急物資の運送等

府内発生早期の記載を参照（P. 48）。

《危機管理室・健康医療部》

⑥物資の売渡しの要請等

- ・ 府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、原則として、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しを要請し、同意を得ることを基本とする。
- ・ 府は、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

《危機管理室・健康医療部・関係部局》

⑦生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 府、市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》

- ・ 府、市町村は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

- ・ 府、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれその行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

《府民文化部》

⑧要援護者への生活支援

- ・ 府は市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

《危機管理室・福祉部》

⑨犯罪の予防・取締り

- ・ 府内発生早期の記載を参照（P. 48）。

《府警本部》

⑩埋葬・火葬の特例等

- ・ 市町村は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 市町村は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。

《健康医療部・府警本部》

⑪新型インフルエンザに関する中小企業向け融資

- ・ 府は、新型インフルエンザの影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。

（参考：政府系金融機関における措置）

- ・ 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

《商工労働部》

5. 小康期

●状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状態。

●対策の目的

- ・府民生活・府民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

●対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

・府対策本部、市町村対策本部の廃止

府は、政府対策本部が廃止された時、市町村は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに府対策本部又は市町村対策本部を廃止する。

《危機管理室・健康医療部》

(2) サーベイランス・情報収集

①国際的な情報収集

府は、内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や国際機関等を通じて必要な情報を収集する。

《健康医療部》

②サーベイランス

府及び保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。

《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会》

(3) 情報提供・共有

①情報提供

- ・府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

- ・ 府は、府民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
《危機管理室・健康医療部》

②情報共有

- ・ 府は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。
《危機管理室・健康医療部》

③コールセンター等の体制の縮小

- ・ 府、市町村は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。
《危機管理室・健康医療部》

(4) 予防・まん延防止

- ・ 予防接種
市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
《健康医療部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ・ 予防接種
市町村は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。
《健康医療部》

(5) 医 療

- ・ 府及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・ 府は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。
《健康医療部》

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

《危機管理室・健康医療部》

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

①府民・事業者への呼びかけ

府、市町村は、必要に応じ、引き続き、府民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。　　≪府民文化部・商工労働部・環境農林水産部≫

本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①業務の再開

- 府は、府内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- 府は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。　　≪危機管理室・健康医療部≫

②新型インフルエンザに関する中小企業向け融資

府内感染期の記載を参照（P. 57）。

　　≪商工労働部≫

③緊急事態措置の縮小、もしくは中止等

- 府、市町村、指定地方公共機関は、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

　　≪危機管理室・健康医療部・関係部局≫

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1 : 新型インフルエンザ等医療型、A-2 : 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		乳に限る)		
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関する業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り <ul style="list-style-type: none">・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

●ア 行

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。）

○ SNS（Social Networking Service）

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。

○ 大阪府感染症情報センター

府内における感染症全般について、患者情報、病原体情報などを収集分析し、大阪府に報告するとともに、医師会などの関係機関に提供・公開する機関で、大阪府立公衆衛生研究所に設置されている。

○ 大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関

新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で知事が登録するものをいい、府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与する。

○ 大阪府立公衆衛生研究所

府民の健康と生活の安全を守るために様々な試験・検査、調査・研究、研修・指導及び情報の収集・解析・提供を行っている大阪府の組織。
研究所内には、大阪府感染症情報センターがあり、府全域のサーベイランスの集約、分析、公表を行っている。

●カ 行

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、

鶴、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を

有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、府及び保健所設置市等において一般府民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment） 略称：PPE

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

●サ 行

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感

染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

本計画では、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年(平成 21 年)4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

● 夕 行

○ WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第 1 条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染し

た鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

●ナ 行

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

●ハ 行

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、本計画では、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ 飛沫核感染（空気感染）

飛沫核感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むこ

とによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空气中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ 保健所設置市

地域保健法第 5 条第 1 項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。府内では、大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市がこれに該当する。